

令和5年4月より

# 仙台市子ども食堂認証事業

が始まります。

仙台市では、子どもの地域における健やかな育ちを応援するため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会と連携し、子どもたちの身近な地域の居場所として食事の提供などを行う、いわゆる「子ども食堂」に対する支援を行っております。

その一環として、子ども食堂を実施する団体の活動を促進するため、子ども食堂認証事業を行います。認証を受けた団体については、仙台市社会福祉協議会のホームページで活動の周知を行うほか、仙台市内の市民センターを利用する際に、使用料が減免されます。

※「令和5年度 仙台市子ども食堂助成金」を申請している団体は当事業の対象外となります。

## <対象団体>

以下の（１）～（１０）の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- （１）仙台市内で活動する団体であること
- （２）定款・会則等を備えていること
- （３）組織の代表者が明確であること
- （４）活動状況について明確に把握し報告できること
- （５）政治、宗教、営利活動を行う団体でないこと
- （６）団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- （８）年2回の連絡会「子ども食堂関係機関ネットワーク会議」に参加可能な団体であること
- （９）仙台市社会福祉協議会が開設している「子ども食堂」のホームページや各種広報媒体で団体名等を公表できること
- （１０）仙台市の子ども食堂助成金を受けている団体でないこと



## <対象事業>

以下の（１）～（９）の要件をすべて満たす事業を行っている団体が対象となります。

- （１）仙台市内で実施されること
- （２）主な利用者は18歳未満の地域の子どもであること
- （３）会食の開催1回あたり5名以上の子どもの参加または配食にあたり5名以上の利用が見込めること
- （４）原則、2か月に1回以上、会食または配食を開催し、1年以上の継続的な活動を見込むことに加えて、会食の場合は1回あたり2時間以上開催すること
- （５）会食開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助等ができるスタッフを各1名以上配置し、宿題等の自主学習の支援、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など子どもの居場所づくり活動を行うこと
- （６）配食の実施日においては常に対応可能な責任者が1名以上待機すると共に、1回あたり2時間以上、会食開催時に準じる居場所づくり活動を行うこと
- （７）子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関（区保健福祉センター、学校、のびすく、児童相談所などの行政機関のほか、NPO法人や地域団体など、子どもの健全育成や子育てをする方を支援する機関）と連携をとること
- （８）利用料を徴収しないこと、食事または弁当の提供等の実費については徴収することができるが、低廉な料金に限ること
- （９）食品衛生上の責任者をおき、実施にあたっては安全に食事を調理し、提供を行うこと

## <申請方法>

お近くの仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所へ、申請書類を直接持参してください。

※申請書類は仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所窓口で配布しているほか、仙台市ホームページまたは仙台市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

## <結果の通知>

申請のあった日からおおむね2～3週間程度で仙台市こども支援給付課より結果を通知します。

## <実施報告の提出>

認証を受けた団体は、その年度の事業終了後30日を経過した日（または、認証期間の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日）までに、実施報告書をお近くの仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所へご提出ください。

<申請についての問合せ先>

仙台市社会福祉協議会(仙台市ボランティアセンター)

(青葉区五橋2丁目12-2 仙台市福祉プラザ4階)

電話 022-262-7294